



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

H1B 以外のビザ選択肢

2025年3月24日正午に2026年度の新規のH1Bビザ申請の受付が終了しました。3月末の抽選に当選した人は4月から6月の間にH1Bを申請できます。もし、6月末までに年間枠が償却されなければ、7月に第2抽選で残枠分の申請者が選ばれます。今年のH1B抽選に当選しなかった人は下記の選択肢を検討できます。

[H1B 枠免除枠] 大学機関、非営利の大学と連携プログラムがある機関（例：大学から研修生を受けている病院など）、もしくは政府や民間の非営利のリサーチ団体などH1B枠免除の非営利団体が雇用主としてH1Bを申請することができます。これが承認されれば、本来ならばH1B枠を必要とする雇用主が第2雇用主としてH1Bを申請することができます。枠免除の雇用主のもとで就労が続く限り、第2雇用主の下で仕事を続けることができます。枠免除団体の就労を辞めて、第2雇用主の元だけで働くためには、第2雇用主が翌年の年度枠で新たにH1Bを申請しなければなりません。H1Bはフルタイムでもパートタイムでも申請できます。

[STEM/OPT 延長] F1学生の場合、OPT就労許可書を12カ月間まで申請できますが、STEM学位の学生はOPTをさらに2年延長することができます。このSTEM-OPT申請は、雇用主がE Verifyに加入することが条件で、雇用主は研修目的を明確にした研修計画書を提出する必要があります。STEM学生はOPTを合計36ヶ月申請できるので、この間最多3回までH1Bを申請することができます。ただし、追加24ヶ月のSTEM-OPT期間は60日以上非雇用状態が続くとOPTが失効するので注意が必要です。

[F1 プログラム延長] OPTやSTEM-OPTの残り期間が少ない場合、大学の他のプログラムに入學してF1学生滞在資格を延長することもできます。OPTは各学位毎に申請できるので、別の学位プログラムに入學すれば再度OPTを申請することができます。また学位プログラムの一環として企業研修がある場合、または大学の所属学位部門が大学外での雇用が学業に有益であると認めた場合は、学校がCPT(Curriculum Practical Training)による就労を認めてくれる場合もあります。ただし、CPTを12か月間フルに使った場合は、OPTが申請できなくなるので注意が必要です。

【研修ビザ】

- J1企業研修（経験有）** 米国外の大卒で1年間の関連経験があれば、J1企業研修ビザを申請することもできます。米国外の大卒でなければ、米国外で5年間の関連職務経験が必要となります。研修期間は一般に18カ月まで、ホテル、旅行などのホスピタリティー関連事業の場合は12カ月までとなります。
- H3企業研修（経験無）** アメリカでの研修に関する学歴

や職歴がない場合は、H3研修ビザを検討することもできるでしょう。ただし、H3はJ1とは異なり、教室内での研修が主体となるため、実地研修は最小限にとどめなければなりません。研修期間は最長で2年間ですが、2年間全部使った場合、国外に6カ月でていなければその後にH1BやLビザを申請することはできません。年間50人の申請者に発行される障害児特殊教育プログラムに参加する場合は18カ月までの研修となります。

- J1インター** アメリカ国外の大学に在籍して1年が経過している、或はアメリカ国外の大学卒業後一年以内であれば、アメリカ企業でJ1インターンビザを12カ月間まで申請することができます。

[L関連企業間転勤ビザ] OPTの期間終了後に米国外の関連会社で最低1年間専門経験を積み、1年後にLビザを申請するオプションもあります。尚、国外の雇用主とアメリカの雇用主は親子会社、同じ株主の関連会社など、Lビザの関連企業の条件を満たす必要があります。

[E条約ビザ] 日本人の場合、管理職経験或は専門的職務経験があれば、Eビザ条件を満たす日系企業がスポンサーとなりEビザを申請するオプションがあります。職務経験のない新卒者であれば、OPTとSTEM-OPTの合計3年間に専門的経験を積み、それをもとにEビザを申請することも検討できます。

[日本人以外] 日本人以外の場合は、カナダ・メキシコ人であればTNビザ、オーストラリア人であればE3ビザの申請も検討できます。また、チリ・シンガポール人にはH1B普通申請の6.5万枠の中から6,800枠が別枠として設けられているので、これらの国籍保持者であれば、この枠がなくなるまでH1Bの申請も可能です。

[B2観光滞在資格] OPT終了後帰国する場合、アメリカでの滞在期間を数か月間だけ延ばしたい場合は、学生滞在資格が失効する前に、滞在資格をB2観光カテゴリーに変更する申請を移民局に提出することができます。申請中はアメリカに滞在しながら審査を待つことができます。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenglish.com
www.taylorenglish.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当っては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。